

社会保険

いばらき

3

協会けんぽ茨城支部令和3年度保険料率のお知らせ

2021 March
NO.512

- 2021年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります
- 社会保険手続きは電子申請でカンタンに
- 街角の年金相談センター（水戸・土浦）をご利用ください



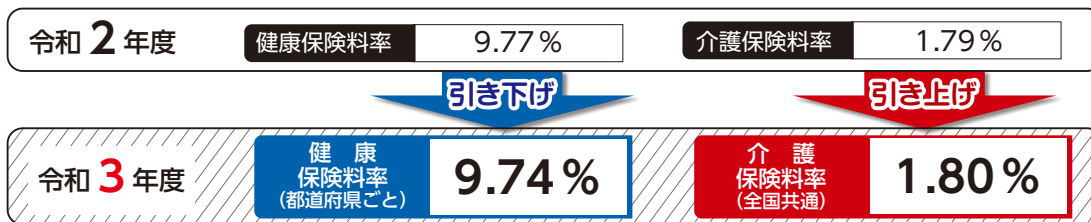
梅・咲き競う（撮影：水戸市）：日本写真家協会会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

協会けんぽ茨城支部 令和3年度保険料率のお知らせ

令和3年3月分(4月納付分)からの保険料率は次のとおり改定されます。



- ◆ 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
- ◆ 変更後の健康保険料率と介護保険料率は、3月分(4月納付分)から適用されます。
賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
- ◆ 健康保険料率(9.74%)の内訳は、基本保険料率(6.21%)と特定保険料率(3.53%)です。

なお、協会けんぽの令和3年度の全国平均健康保険料率は、10.0%です。都道府県支部の健康保険料率は、**各都道府県の医療給付費等**により決定されます。

協会けんぽの財政状況は厳しい！？

協会けんぽ加入事業所の約8割が中小零細企業であることから、景気変動の影響を受けやすい脆弱な構造にあります。また、医療費の支出の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造であることに加えて、高齢者医療制度への拠出金が今後も増大することも踏まえると、財政状況はさらに厳しくなると思われます。

インセンティブ制度の令和元年度の実施結果について

✓皆様の取組みで保険料率が変わります！

協会けんぽの健康保険料率は都道府県ごとの医療費に応じて設定されています。

加入者の皆様が健康になり、医療費を下げることであれば保険料率の伸びを抑えることができる仕組みとなっており、平成30年度からはさらに、加入者及び事業主の皆様の健康づくりの取組み結果(特定健診・保健指導の実施率やジェネリック医薬品の使用割合など)に応じて、保険料率に反映させるインセンティブ制度がスタートしました。

取組み結果に基づき、全支部をランキングづけし、上位23支部に該当した支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって保険料率は変わります。(令和元年度の結果は令和3年度の健康保険料率に反映されます)

総合順位 **37位** (全国47支部中)

茨城支部は、上位23支部に入ることはできませんでした。得点数が上がることで、保険料率に影響します。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

インセンティブ制度の対象項目 (評価指標)	実施率	得点	全国順位	保険料率に影響します ~皆様へのお願い~
1 特定健診等の実施率	52.8%	42.6	43位	✓ 協会けんぽの健診を毎年受診してください。 お勤めの方→「生活習慣病予防健診」 ご家族の方→「特定健康診査」
2 特定保健指導の実施率	20.2%	51.4	19位	✓ 健診結果で「生活改善が必要」と判定された方は、特定保健指導を受けてください。
3 特定保健指導対象者の減少率	32.4%	42.6	37位	✓ 保健指導の対象とならないよう、日常から健康的な生活習慣に取り組みましょう。 ✓ 保健指導を受けた方は、プログラムに最後まで取り組むとともに、必要に応じて医療機関を受診しましょう。
4 要治療者の医療機関受診率	11.4%	51.4	19位	✓ 健診の結果、血圧または血糖値で「要治療(再検査含む)」の場合は、必ず医療機関で受診してください。
5 後発医薬品の使用割合	76.6%	46.4	31位	✓ 医療機関や薬局でお薬を受け取る際には、積極的に「ジェネリック医薬品」を選択しましょう。

事業主の皆さまへ【重要なお知らせ】
従業員の方へご案内いたしますよう、お願いいたします。

2021年3月 から マイナンバーカードが 健康保険証として利用できるようになります!

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。



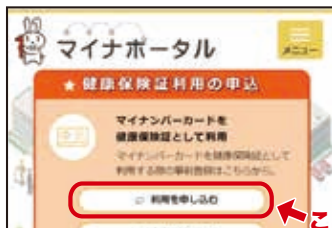
1 マイナンバーカードを カードリーダーにかざす

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

2 オンラインであなたの 医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子
証明書により医療保険の資格をオンラインで
確認します。

利用申込はカンタン!



マイナンバーカードを健康保険証として
利用するためには、申込が必要です。利用
の申込は、マイナポータル*でできます。

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索や
オンライン申請がワンストップできたり、行政からの
お知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

←ここをクリック!



どんないいことが? 6つのメリット

POINT1 健康保険証として ずっと使える!

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、
引越しても保険証の切替えを待たずに
カードで受診できます。



※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

POINT2 医療保険の資格確認が スピーディに!

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療
保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の
受付における事務処理の効率化が期待でき
ます。



POINT3 手続きなしで限度額以上の 一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度
における限度額以上の支払が免除されます。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT4 健康管理や医療の質が向上!

マイナポータルで、2021年3月(予定)から
自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から
自分の薬剤情報を確認できるようになります。

※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期
が異なります。

本人が同意すれば、初めての
医療機関等でも、今までに
使った薬剤情報や特定健診情
報が医師等と共有できます。



POINT5 医療保険の 事務コストの削減!

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、
医療保険者等の事務処理のコスト削減につな
がります。



POINT6 マイナンバーカードで 医療費控除も便利に!

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報
を確認できるようになります(2021年10月予定)。
また、2021年分所得税の確定申告から、医療費
控除の手続きで、マイナポータルを通じて自動入
力が可能になります。



健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。【受付】平日9:30~20:00、土日祝9:30~17:30

全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/
発行/企画総務グループ ☎029-303-1580

事業主の皆さまへ

社会保険手続きは 電子申請でカンタンに！

電子申請とは、申請・届出を紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。

なお、2020年4月から特定の事業所について電子申請の義務化が始まっています。

※詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。



電子申請のメリットって何ですか？

24時間365日いつでもどこでも申請可能です。
郵送費などのコスト削減も期待できます。



お金はかかりますか？

GビズIDを使うと手数料なしで電子申請を
始めることができます。



電子申請のやり方がわかりません

日本年金機構ホームページに利用手順を掲載しています。
併せて利用手順の説明動画も掲載しています。
ぜひ、ご覧ください。



日本年金機構 電子申請

検索

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

＼電子申請がいちばん早い！／

◎電子申請なら紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理がされます。

例えば、保険証は紙で申請されるより電子申請の方が3～4日早く届きます。

ぜひ電子申請をご利用ください！

電子申請のご利用方法

STEP 1

「G Biz ID」のアカウント取得

STEP 2

申請データの作成

STEP 3

届書作成プログラムから申請！

※「G Biz ID」の詳細内容、手続きは
G Biz IDホームページをご覧ください。



<https://gbiz-id.go.jp>

G Biz ID

検索

電子申請の方法はこの他にも「e-Gov」を利用した方法等もあります。詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。

令和2年11月より

電子申請が利用しやすくなりました！

e-Govでの申請にG Biz IDを利用できるようになりました。

(令和2年11月24日開始)

ぜひご利用ください！

ご提出にあたりご不明な点は、『**電子申請相談チャット**』へ！

日本年金機構ホームページでは、電子申請に関するよくあるお問合わせに自動でお答えする電子申請相談チャットを開設しています。

24時間いつでも対応していますので、ぜひご利用ください。

お電話での電子申請のご利用に関するお問合わせ先はこちらです

【ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口）】

0570-007-123（ナビダイヤル）→「**2番**」をお選びください

050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「**2番**」をお選びください

〈受付時間〉 月～金曜日：午前8時30分～午後7時

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

街角の年金相談センター(水戸・土浦) をご利用ください

◎予約相談を実施しています。

街角の年金相談センターでは、予約サービスを実施しており、お客様にお待ちいただく時間の短縮を図っています。ご予約をいただければお客様の都合の良い日・時間にご相談等が受けられますので、ぜひご利用ください。

予約専用電話 0570-05-4890

※予約希望日の1か月前から前日まで受付しています。

「ご相談の際には、次のものをご用意ください。」

- 身の確認ができるもの(運転免許証、パスポート、住基カード、健康保険証等)
- 基礎年金番号のわかるもの
- 認印

※代理人の方がご相談される場合には委任状が必要です。

街角の年金相談センター水戸



場所/310-0021水戸市南町3-4-10
水戸FFセンタービル1階
(駐車場は隣の南町3丁目パーキングをご利用ください)

電話/029-231-6541

街角の年金相談センター土浦



場所/300-0037土浦市桜町1-16-12
リーガル土浦ビル3階
(駐車場はウララ駐車場をご利用ください)

電話/029-825-2300

※両センターともお電話での相談は行っておりませんので、直接窓口にお越しください。

相談受付時間/毎週月曜日～金曜日(祝日及び12/29～1/3を除く)
午前8時30分～午後5時15分

※月曜日は午後7時まで受付時間を延長

※毎月第2土曜日は午前9時30分～午後4時(街角の年金相談センター土浦のみ)
(街角の年金相談センター水戸は第2土曜日は行っておりません)

「街角の年金相談センター水戸・土浦」は日本年金機構から全国社会保険労務士会連合会へ委託され、茨城県社会保険労務士会が運営しております。